

特定子ども・子育て支援施設等

指導検査基準

(令和5年4月1日適用)

本基準以外の項目については、東京都が定める「認可外保育施設に対する指導監督要綱（別表1「認可外保育施設指導監督基準、別表2「評価基準」、別表2-1～2-4）」を適用する。

墨田区 子ども・子育て支援部 指導検査課

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	内 容
B	指導基準に適合していないが、軽微な事項又は改善が容易な事項
C	指導基準に適合していない事項で、B判定以外のもの

※ 判定区分がB判定に該当する事項であっても、以前の実地検査において指摘がなされたことがあり、新たな実地検査によっても再度指摘がなされる場合など、積極的な改善が見られないと判断される場合及び児童の安全確保の観点から特に注意を促す必要がある場合等については、C判定の指摘とする。

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関 係 法 令 及 び 通 知 等	略 称
1	平成26年4月30日内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」	運営基準
2	特定子ども・子育て支援施設等において備えるべき書類について(通知)(令和4年3月8日3墨子施第2303号)	第2303号施設課通知

調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準			根拠法令等
		評 価 事 項	区分		
			B	C	
1 提供の記録の整備	1 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しているか。 例：全体的な計画、指導計画、保育(業務) 日誌、児童名簿、児童出欠簿、給食献立表、給食日誌、生活管理指導票（アレルギーに関する医師の指示書）、睡眠チェック表、散歩チェック表	1 記録を整備していない。 2 記録の整備状況が不十分である。 3 記録の内容が不十分である。	 ○ ○	○	・運営基準第54条 ・第2303号施設課通知
2 利用料及び特定費用の額の受領	1 特定子ども・子育て支援提業者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価の額（利用料）の支払を受けているか。 2 特定子ども・子育て支援提供者は、利用料のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の使途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。 （1， 2 共通）例：利用契約書、重要事項説明書、入園のしおり	1 契約を締結していない。 2 契約の内容が不十分である。 3 受領額が契約に定められた額と一致しない。 1 書面により明らかにしていない。 2 説明を行い同意を得ていない。	 ○ ○ ○ ○	○ ○ ○	・運営基準第55条第1項 ・第2303号施設課通知 ・運営基準第55条第2項 ・第2303号施設課通知
3 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書（領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書）の交付	1 特定子ども・子育て支援提供者は、施設利用認定保護者との間に締結した契約により定められた保育等の提供の対価の額を受け取る際に領収証を交付しているか。なお、利用料以外に特定の費用の額を受け取る場合には、それぞれを区分して記載しているか。 2 特定子ども・子育て支援提供者は、支払いをした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した提供証明書を交付しているか。 （1， 2 共通）例：領収証、特定子ども・子育て支援提供証明書、領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書	1 領収証を交付していない。 2 領収証において、利用料の額と特定費用の額を区分して記載していない。 1 提供証明書を交付していない。 2 提供証明書の内容が不十分である。(左記に記載された項目が無いなど)	 ○ ○	○ ○	・運営基準第54条、第55条、第56条第1項 ・第2303号施設課通知 ・運営基準第54条、第55条、第56条第2項 ・第2303号施設課通知
4 施設等利用給付認定保護者に関する区への通知	1 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る区に通知しているか。 例：事例が生じた場合はその通知	1 支給認定証の内容確認を行っていない。 2 保護者の不正行為について、区に報告していない。	 ○ ○		・運営基準第58条 ・第2303号施設課通知
5 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	1 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。 例：苦情内容等の記録	1 国籍、信条、社会的身分等により差別的な取扱いをしている。		○	・運営基準第59条 ・第2303号施設課通知

調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準			根拠法令等
		評 価 事 項	区分		
			B	C	
6 秘密保持等	1 特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。 2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。 例：個人情報保護に関する誓約書等 3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ているか。 例：個人情報保護に関する同意書等	1 正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らした事実がある。 1 秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じていない。 2 必要な措置が不十分である 1 文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ていない。		○ ○ ○	・運営基準第60条第1項 ・第2303号施設課通知 ・運営基準第60条第2項 ・第2303号施設課通知 ・運営基準第60条第3項 ・第2303号施設課通知
7 記録の整備	1 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (1) 職員に関する記録 ア 労働契約における契約書、その他適正な賃金や労働条件を明示した書類や文書等 例：雇用契約書、賃金台帳 イ 各時間帯において保育従事者が施設等の規模に応じて各々の基準どおり（又は適正に）配置されていることがわかる書類 例：資格証明書、労働者名簿、職員勤務表（ローテーション表）、出勤簿 ウ 正規の手続きを経て整備された就業規則や給与規程等 例：(雇用する労働者が常時10人以上の場合) 就業規則、給与規程、労使協定書 エ 社会保険への加入を証する書類 例：(雇用する労働者が常時5人以上(法人事業所は被保険者1人以上)の場合) 社会保険（健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険等）加入関係書類 例：(雇用する労働者が常時1人以上の場合) 労働保険(雇用保険・労災保険)加入関係書類 ※雇用保険は①②を満たす場合 ①1週間の所定労働時間が20時間以上であること。 ②31日以上雇用見込みがあること。 オ 安全衛生管理体制がわかる書類 例：(労働者が常時50人以上の場合) 衛生管理者及び産業医の選任に係る労働基準監督署への届出、衛生委員会に係る書類 例：(労働者が常時10人以上50人未満の場合) 衛生推進者の選任に係る書類 カ 職員の健康診断の実施状況がわかる書類 例：職員健康診断記録	1 記録を整備していない。 2 記録の整備状況が不十分である。 3 記録の内容が不十分である。		○ ○ ○	・運営基準第61条第1項 ・第2303号施設課通知

調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準			根拠法令等
		評 価 事 項	区分		
			B	C	
	(2) 設備に関する記録 ア 施設・設備が、法令その他自治体が認める設置基準に従って整備されてることがわかる書類 例：設置届出関係書類、平面図 イ 施設・設備、備品等が、児童の保健衛生・危害防止に十分配慮され衛生的に管理されていることがわかる書類 例：衛生管理マニュアル、施設点検簿 ウ 防災計画、事故発生防止、防犯対策等が適正に実施されているかがわかる書類 例：消防署関係書類、防火管理者選任届、消防計画届、消防署立入検査結果通知書、防災・防犯訓練の記録、事故簿、ヒヤリハット記録 (3) 会計に関する記録 施設利用者から預かる金銭等の管理状況がわかる記録 例：現金出納帳、徴収管理簿 2 特定子ども・子育て支援提供者は、運営基準第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び運営基準第58条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。	1 記録を整備、保存していない。 2 記録を一部整備、保存していない。	○	○ ・運営基準第61条第2項 ・第2303号施設課通知	

※法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事するものを雇用していないものに限る。）については、例示された書類等のうち一部は非該当